

20 年度 成果 目標	ア ウ ト カ ム 指 標	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を80%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。
	ア ウ ト プ ット 指 標	① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を700人以上とする。
20 年度 実績	ア ウ ト カ ム 指 標	① 産業医数：22名増加（平成20年7月1日現在：382名（前年360名）） ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合が91%であった。 ③ 合格率：30位（前年：4位）
	ア ウ ト プ ット 指 標	① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者が597名（全日程出席者587名）であった。 ② 産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパス等を実施し、これらの参加者が776人であった。
評 価		20年度目標については、概ね達成した。引き続き、目標達成に努めたい。 なお、①医師国家試験の合格率については、20年度の要因を踏まえて、教務委員会のもとに「学習力育成小委員会」を設け、低学年の一層の底上げを図るべく学習指導に当る。
21 年度 成果 目標	ア ウ ト カ ム 指 標	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を85%以上とする。 ③ 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。
	ア ウ ト プ ット 指 標	① 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を550人以上とする。 ② 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を780人以上とする。
備 考		—

事業名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業						事業番号	30
実施主体	都道府県労働局・労働基準監督署							
施策概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図る。							
予算額	18年度	167,000 千円	19年度	100,000 千円	20年度	101,000 千円	21年度	115,000 千円
決算額								

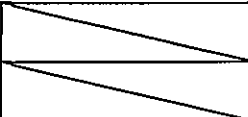
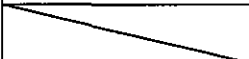
20 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。
	アウトプット 指 標	平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。
20 年度 実績	アウトカム 指 標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を84.8%得た。
	アウトプット 指 標	集団指導の対象とした事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した割合は87.4%であった。
評 価		平成20年度における本事業の目標は達成したところであるが、平成21年度においても、引き続き適切な指導を行う。
21 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。
	アウトプット 指 標	特定分野における労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。
備 考		決算額については、当該経費が行政経費であるため集計できない。

事 業 名		未払賃金の立替払事業					事 業 番 号		31	
実 施 主 体		(独) 労働者健康福祉機構								
施 策 概 要		企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払う。								
予 算 額		18年度	18,728,141 千円	19年度	17,014,606 千円	20年度	17,687,961 千円	21年度	25,802,498 千円	
決 算 額			14,691,851 千円		16,613,132 千円		17,653,186 千円			
20年	アウトカム指標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる。								

度 成 果 目 標	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持し、平成19年度実績を定着させるため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回の立替払を堅持する。 ・審査マニュアル等の内容の充実や研修等を実施し、審査業務の標準化を図る。 ・ホームページの一層の充実、パンフレットの見直しを行う。 ② 立替払債権の確実な回収を図るため、民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。
20 年 度 実 績	ア ウ ト カ ム 指 標	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間は、29.1日であり、4年連続して「平均30日以内」となった。
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	① 原則週1回の立替払を堅持し、年間51回の支払を実施した。 ・事例検討会を5回実施するとともに、新任職員研修を開催し、審査業務の標準化を図った。 ・ホームページについては、数次にわたる更新を行い、内容の充実を図った。 ② 債務承認書若しくは弁済計画書の未提出又は、弁済不履行のすべての再生債務者等111件に対し、提出督促（115回）及び弁済督促（211回）を行った。
評 価		企業が倒産した場合において労働者の救済を早期に図り、労働者の生活の安定を図る施策（セーフティーネット）として定着しており、また、本事業の利用実績が高水準で推移していることから、引き続き実施する必要がある。
21 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する（対象期間：平成21年4月～平成26年3月）。 なお、平成21年度における目標は以下のとおり。 ・不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で30日以内を維持すること。
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について平均30日以内を維持するため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回払いの堅持 ・立替払制度及びその請求手続に関するパンフレットの改訂 ・ホームページの一層の充実 ② 求償可能なものについて最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講ずる。 ・破産事案における裁判手続への確実な参加 ・再建型倒産事案における債務承認書又は弁済計画書の提出督促、弁済の履行督促 ・事実上の倒産事案における債務承認書等の提出督促
備 考		—

事業名	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業						事業番号	32
実施主体	都道府県労働局							
施策概要	働き方の見直しにより、長時間労働の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。							
予算額	18年度		19年度	222,335 千円	20年度	387,941 千円	21年度	147,633 千円
決算額				69,835 千円		140,941 千円		

20 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。
20 年 度 実 績	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合：78%
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数：167件
評 価		平成20年度の本事業の一部の目標は達成できなかったが、本事業は平成21年度限りで廃止することとしており、事業終了までの間、長時間労働の是正を効果的に推進するための適切な事業運営を図る。
21 年 度 成 果 目 標	ア ウ ト カ ム 指 標	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85 %以上とする。
	ア ウ ト プ ツ ト 指 標	中小企業労働時間適正化促進事業助成金の支給決定件数を140件以上とする。
備 考		—

事業名		労働時間等相談センター事業の推進					事業番号	33	
実施主体		(社) 全国労働基準関係団体連合会							
施策概要		主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺（全国33カ所）に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図る。							
予算額		18年度		19年度	398,913 千円	20年度	394,592 千円	21年度	360,390 千円
決算額					386,947 千円		380,627 千円		
20年度成果目標	アウトカム指標	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。							
	アウトプット指標	相談件数を平成19年度の5%増の55,650件以上とする。							

20 年度 実績	アウトカム 指 標	有益・有用であったとする割合：95%
	アウトプット 指 標	相談件数：54,405件
評 価		相談件数は達成できなかったが、有益・有用という評価は得られた。
21 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を85%以上とする。
	アウトプット 指 標	相談件数を55,650件以上とする。
備 考		—

事 業 名		新規企業事業場就業環境整備サポート事業				事 業 番 号	34
実 施 主 体		(社)全国労働基準関係団体連合会					
施 策 概 要		新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。					
予 算 額		18年度		19年度	146,330 千円	20年度	143,763 千円
決 算 額					136,011 千円		129,892 千円
20 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。					
	アウトプット 指 標	サポート実施事業者数を800社以上とする。					
20 年度 実績	アウトカム 指 標	具体的な就業環境の整備が図られた割合：99%					
	アウトプット 指 標	サポート実施事業者数:808社					
評 価		平成20年度における本事業の目標は達成した。					

21 年度 成果 目標	アウトカム 指 標	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。
	アウトプット 指 標	サポート実施事業者数を800社以上とする。
備 考		—

事業名		過重労働解消に向けた取組の推進事業					事業番号	35	
実施主体		中央労働災害防止協会							
施策概要		総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。							
予算額		18年度		19年度	278,646 千円	20年度	279,388 千円	21年度	279,215 千円
決算額					226,165 千円		211,192 千円		
20年度成果目標	アウトカム指標	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。							
	アウトプット指標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。							
20年度実績	アウトカム指標	具体的な改善が図られた集団の割合：93.5%							
	アウトプット指標	具体的な改善を図るための助言指導をした割合：91.0%							
評価		平成20年度における本事業の目標は達成したところであり、引き続き、過重労働による健康障害防止対策を効果的に推進するために、適切な事業運営を図る。							
21年度成果目標	アウトカム指標	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。							
	アウトプット指標	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。							
備考		—							

事業名		中小企業勤労者総合福祉推進事業 (廃止整理対象事業)					事業番号	36
実施主体		中小企業勤労者福祉サービスセンター						
施策概要		中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに對し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。						
予算額		18年度	786,864 千円	19年度	686,150 千円	20年度	614,018 千円	21年度
決算額			763,135 千円		581,676 千円		523,241 千円	
20年度 成果 目標	アウトカム 指標	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。						
	アウトプット 指標	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人(19年度実績)以上とする。 ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。						
20年度 実績	アウトカム 指標	中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数: 953,327人						
	アウトプット 指標	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数: 45,963人						
評価		アウトカム指標、アウトプット指標について双方について、目標達成には至っていないものの、中小企業勤労者の健康の保持増進に有効であったと評価できる。						
21年度 成果 目標	アウトカム 指標	サービスセンターの総会員数 96万人(20年度実績)以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。						
	アウトプット 指標	サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を 46,133人(19年度実績)以上とする。 ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。						
備考		—						

事業名		中小企業退職金共済事業	事業番号	37
実施主体		(独) 勤労者退職金共済機構		